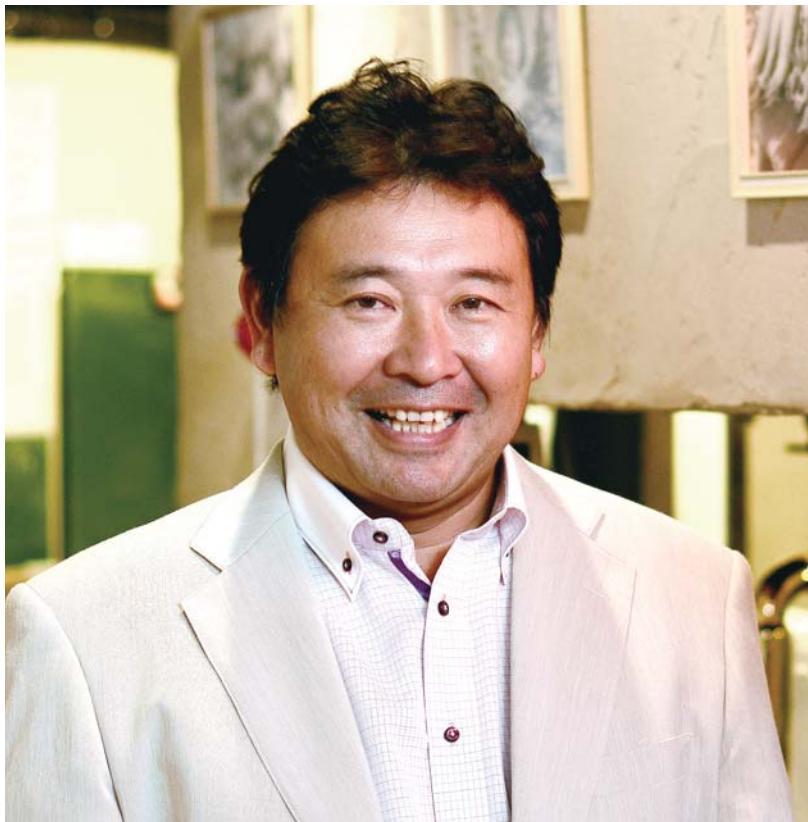


# ビジネスサポートながの10

OCTOBER 2013



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社T-SPACE  
株式会社サンキューフーズ  
代表取締役

## 戸谷 剛氏

Takeshi Toya



有限会社T-SPACE  
株式会社サンキューフーズ  
長野市川合新田370-416  
TEL 026-234-5223 (獅師酒場 やひろ丸)  
創業 平成9年3月  
資本金 300万円  
業種 飲食業(「picapica AMIGO」「たぬき」「まんてんふあ～む」「やひろ丸」「焼肉290」「和牛じゅう兵衛」)

## この仕事には夢がある。経営者の喜びがある。

「引退まであと何店舗つくれるか、頑張りたい。この仕事には夢があるんですよ」

T-SPACE社長の戸谷剛さん(54)は、それぞれに特色を持たせた6つの飲食店を経営する。

30歳で長野市松代で長く営業してきた母親の店を継ぎ、36歳の時、居酒屋「たぬき」で権堂に“進出”。ところがオリンピックを控え、強気の建設業者から来たのは法外な建築費用だった。高い家賃にも苦しんだ。「オリンピックまでの2年間は良かったけど、その後の不況で、大きな借金を抱え本当に大変でした。自分の給料は取れず、ただただ懸命に働くだけでした」。

しかし地道な経営が実を結び、2002年駅前に進出。07年に若者をターゲットにしたイタリア料理と海鮮の「picapica AMIGO」、13年には

地産地消と産直をコンセプトにした「まんてんふあ～む」を出店した。

店づくりの基本は「おいしいものを安く」。内装に金をかけず、できるだけ安く提供する。その上で「楽しい店をやりたい」という。

とはいえ、経営者は孤独だ。スタッフに借金返済の苦しさも、経営の悩みを打ち明け相談することもできない。戸谷さんには親しい同業者仲間もいなかった。「本当に孤独でした」。ところがここ数年、同業者との交流が生まれ、いろいろな話ができるようになったと喜ぶ。

きっかけは「長con」「ごんバル」といった、長野市中心市街地の活性化のため飲食店の若手経営者が中心になって運営するイベントへの参加だった。「長con」は、加盟店を回って料理やお酒を味わいながら、

男女の出会いを楽しもうというイベント。「ごんバル」は期間限定の共通チケットを購入し、権堂で営業する参加店をはしごして楽しむ。

「ごんバルは年4回のイベント。飲食店同士顔をつきあわせて企画・運営に携わる中で、みんなに団結力が出てきました。それは今までなかったこと。今、長野の飲食店はすごく変わっている。みんなで良くなっている、という雰囲気があるんですよ」

「この仕事には夢がある」。そこには当然、経営者としての喜びもある。「次の店やスタッフのことなど、いろいろと考えるのはすごく楽しい。みんなもそうなろうよ」とスタッフには話しているんです」と戸谷さん。今後、従業員の独立支援にも力を入れていくつもりだ。

回覧

## CONTENTS

OCTOBER 2013

10

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社T-SPACE  
株式会社サンキューフーズ 代表取締役

戸谷 剛氏

## 事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

## 著作権について(3)

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

## 税務調査の立ち会い顛末記⑯

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

「うつ病になった社員が復職する場合のポイント」  
は重要です!!

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW

第31回 金融機関の自己査定②

スポーツNOW

Business Information

Tea Room

4

5

6

7

8

## 事業実施カレンダー

## 10月の予定

1火 須坂部会経営実務研修会

2水

3木 法人会全国大会(青森)

4金

5土

6日

7月

8火 青年部例会

9水 経営相談室(法律相談)  
東部・信州新町部会交流会

10木

11金

12土

13日

14日

15火 部会対抗ゴルフ大会

16水

17木 松代部会経営実務研修会

18金 長野県青年部合同例会(大町)  
小布施部会経営実務研修会

19土 長野県青年部対抗ゴルフ大会(安曇野)

20日 ながの結婚支援センター出会いパーティー(軽井沢)

21月

22火 決算法人説明会(11月決算対象)

篠ノ井部会経営実務研修会、飯綱部会経営実務研修会  
経営相談室(法律相談)、長野県女性部合同例会(中野)

23水 東部部会社会見学、鬼無里部会経営実務研修会

24木 飯綱部会経営実務研修会

25金 産業フェアin善光寺平2013

26土 産業フェアin善光寺平2013

27日

28月

29火

30水

31木

## 事業レポート

飯綱・信濃町合同事業  
法人会船上落語寄席

9月10日に飯綱部会・信濃町部会による法人会落語寄席が会員・地域住民あわせ80名の参加者を得て、野尻湖遊覧客船「雅」を会場に行われた。

船上での落語寄席は演者(立川志の吉師匠)・参加者両者とも「船の上での高座なんて初めてだ!」と期待の事業だった。当日は天気も穏やかで船内は笑いが絶えることなく寄席は無事終了した。引き続き交流懇親会が行われ、締めくくりには湖上から花火が上がる演出もあり、船の心地よい揺れにアルコールの回りもよく、大変盛り上がった事業となった。

参加者は「海のない長野県民にとって、船でのイベントはそれだけでワクワク感がある。野尻湖は地元にとって大きな宝。今日は落語と懇親会で非常に楽しかった」と皆異口同音に感想を語った。



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方

継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcに  
ぜひご覧いただきたい

## インターネットセミナー

(長野法人会HPトップページの下段にバナー(見出し画像)があります)

常時200タイトルの  
セミナーが視聴可能!!

## オススメプログラム TOP5

ID:hj0901 パスワード:0011

①消費税増税につぶされない極意

立川税理士法人代表 村野 俊輔 氏

②サムスンの強さの秘密

~最強のグローバル企業への成長を可能にした経営戦略~  
経営コンサルタント・フリーライター 李 相勲(いさんふん)氏

③安倍政権の今後の道筋

~参院選後、自民政権が手掛ける政策~  
政治ジャーナリスト 角谷 浩一 氏

④ブレイングマネージャーの仕事術 ※先月もランクイン

~組織を動かし、業績をつくるリーダーになるためには!~  
マイスター・コンサルタント株代表取締役 小池 浩二 氏

⑤小心者でも“獲れる”実践的営業法

モエル株式会社 代表取締役 営業コンサルタント 木戸 一敏 氏

視聴  
無料

## 11月の予定

1金 豊野部会経営実務研修会	16日
2日	17日
3日	18日
4日	19火 決算説明会(12月決算法人対象) 中央東・西部会合同落語寄席
5火	20水
6水	21木
7木 全国青年の集い広島大会(～8日)	22金
8金	23日
9日	24日
10日	25月
11月 税を考える週間(～17日) 街頭広報・納税表彰式	26火 長野市8部会等合同経営実務研修会
12火 更北部会経営実務研修会	27水 経営相談室
13水 経営相談室	28木
14木	29金
15金	30日

## 経理担当者必携 小冊子“2冊”をお届けします!

### 平成25年度版 源泉所得税実務のポイント A4判・32ページ

所得税は個人にかかりますが、法人においても源泉徴収をしないといけない場合、源泉の対象となる所得にはどんなものが含まれるのか、源泉徴収漏れを生じないように対策を講じましょう。

- 給与所得からの源泉徴収
- 退職所得からの源泉徴収
- 支払報酬・非居住者からの源泉徴収



### 平成25年度版 会社取引をめぐる税務Q&A A4判・32ページ

一見面倒な法人税の考え方や留意事項を詳しく解説しています。その他交際費の損金参入枠の拡大、設備投資促進税制、所得拡大促進税制、消費税率の引上げ、経過措置について解説しています。税務対策の一助に!

- 決算と申告の関係
- 収益の計上時期と原価の計算
- 資産にかかる税務
- 会社経費と税務



## 決算説明会

### 11月決算法人対象

開催日時

**10月22日(火)**  
10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官  
第2部 税理士  
(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は毎月開催しています。  
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の  
説明会にご出席願います(資料請求も可)。  
駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

**11月19日(火)**  
10:00~11:30  
ホクト文化ホール

## 法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日  
税務・労務相談は都度実施  
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

**10月9日(水)**  
**23日(水)**  
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル 3F  
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった場合  
に各専門家と相談の上、日程調整いたします。

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の  
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX  
(026-224-2655)にて送信願います。

## ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属  
弁護士 倉崎 哲矢  
倉崎法律事務所



### 著作権について(3)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて前回は、「応用美術品」の著作物性という問題点についてお話をさせて頂きましたが、今回は「建築物」の著作物性という問題点についてお話をさせて頂きます。

この「建築物」の著作物性が裁判上問題となった事件としては、大阪高等裁判所平成16年9月29日判決、いわゆる「グルニエ・ダイン」事件が著名ですので、この事例を素材としてお話をさせて頂きたいと思います。

事案は、原告、被告ともに住宅メーカーであり、被告が、原告が開発した高級注文住宅と似た注文住宅を自身の住宅展示場に展示し販売していたことが原告の著作権を侵害するのではないか、という点が問題となりました。

この点まず条文を確認しますと、**著作権法第2条**は、「著作物」について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、**文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」と定義付けており、また、**同法第10条第1項第5号**は、著作物の例示として、「**建築の著作物**」を挙げています。

したがって、建築物であっても著作権法の保護の対象になります。

しかし、この事件で裁判所は、建築物であればどのような物でも保護されるとは考えず、「**建築の著作物**」ということができるの、「客観的・外形容的」に見て、それが一般住宅の建築に

おいて通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感じ得しめるような造形美術としての美術性を備えた場合に限られると述べ、今回原告が開発した住宅は、建築会社がシリーズとして企画し、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合であって、工業的に大量生産される実用品との類似性が高いなどとして「**建築の著作物**」には該当しない、したがって著作権侵害にならない旨判断しました。

前回応用美術品の著作物性についてお話をさせて頂いた際にも触れましたが、ある物が「著作物」かが問題となる場合にそれが純粋な実用品である「工業製品」である場合は、「**文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」ではないので、「著作物」には該当しません。

したがって、著作権法による保護の対象になりません。

この理解からすると、**著作権法第10条第1項第5号**の「**建築の著作物**」とは、あらゆる建築物についてそのありのままでを保護するというものではなく、**建築物の美的形象を模倣建築による盗用から保護することを目的としている**と考えられ、そのような保護に値する**美的形象を備えた建築物のみ**が保護の対象になると考えられているのです。



### 今月の売れ筋10冊

2013.8/1～8/31  
平安堂長野店 提供

- 1 統計学が最強の学問である ■榎原英資／著 ダイヤモンド社 1,600円
- 2 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイヤモンド社 1,400円
- 3 スタンフォードの自分を変える教室 ■ケリー・マクゴニガル／著 大和書房 1,600円
- 4 LEAN IN 女性、仕事、リーダーへの意欲 ■シェリル・サンドバーグ／著 日本経済新聞出版社 1,600円
- 5 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送／著 あさ出版 1,400円
- 6 日本人が知っておきたい心を鍛える習慣 ■上田比呂志／著 クロスメディア・パブリッシング 1,380円
- 7 ディズニー ありがとうの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 8 雑談力が上がる話し方 ■斎藤孝／著 ダイヤモンド社 1,429円
- 9 不格好経営 ■南場智子／著 日本経済新聞出版社 1,600円
- 10 稲盛和夫 最後の闘い ■大西康之／著 日本経済新聞出版社 1,600円

### 今月の一冊



### LEAN IN 女性、仕事、リーダーへの意欲

シェリル・サンドバーグ 著 日本経済新聞出版社 1,600円 (本体価格)

本書の著者は、フェイスブックの最高執行責任者(CEO)を務めている、現在、世界中で最も脚光を浴びている女性です。本書は、日本の女性に対して、「一步を踏み出す」勇気と、社会で生きていく上の知恵を授けてくれます。

# 税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

## 税務調査の立ち会い顛末記 36

今回のテーマは、法人が固定資産を除却した場合の取り扱いについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

### 1. 会社側の行った経理処理

製造業を営むA社は、今期の決算に向けた作業の中で固定資産台帳をチェックしたところ、3期前に除却した機械装置が台帳上に残っていたので、今期の決算においてその機械装置の帳簿価額 25万円を固定資産除却損として経理処理しました。

また、前期、パソコン(取得価額18万円)を取得し、一括償却資産として取得価額の1/3の金額6万円を損金算入しましたが、今期そのパソコンを壊してしまい廃棄しました。

そこで、一括償却資産の帳簿価額12万円(18万-6万)を、今期の決算において固定資産除却損として経理処理しました。

その後、税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

### 2. 調査官の見解

固定資産除却損とした機械装置は、3期前に除却したものであり、今期の損金算入は認められません。

また、廃棄処分したパソコンについても、取得した期に一括償却資産とした以上、その後の期に除却の事実があったとしても、損金に算入することができるは、一括償却資産の損金算入限度額(取得価額の1/3の金額)である6万円まであり、帳簿価額12万円全額を除却損として計上することは認められません。

したがって、固定資産除却損として計上した金額については、機械装置の25万円と一括償却資産のうち、損金算入が認められないことになる6万円(12万-6万)の合計額31万円を、法人の所得に加算して、修正申告を提出していただきたいと考えています。

なお、機械装置については、3期前に除却していることを今回の調査で確認しましたので、当該期について除却損を計上する減額更正処理を行うこととしています。

### 3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は以下のとおりです。

#### (1) 固定資産等の除却損の計上時期等

##### イ 除却損の計上すべき時期

法人が所有する固定資産等について実際に除却処分を行った事業年度において固定資産除却損などとして損金に算入しなければなりません。

したがって、過去の事業年度において除却処分した固定資産を今期の申告にあたり「固定資産除却損」を計上して損金算入することは、税務上では認められません。

実際に除却処分を行った過去の事業年度において損金に算入せず、その後の事業年度において損金に算入しても、結局この両方の事業年度の所得金額を合算すれば同じではないかと考えられるかもしれません。各事業年度において、それぞれ税法に照らして適正な所得金額により申告・納税しなければならないことは、言うまでもありませんし、実際に除却処分を行った事業年度が古すぎて「更正の請求」ができる

期間を経過してしまい、固定資産除却損として損金に算入することができなくなってしまう恐れも否定できません。

また、実際に除却処分を行った事業年度と除却損として経理処理した事業年度の税率が相違することも考えられますので、税務調査で指摘を受けることのように、決算にあたっては適正な処理に留意することが肝心です。

##### ロ 除却損の計上を失念した場合

では、固定資産の除却処理を実際に除却した事業年度での経理処理を失念した場合にはどのような手続きが必要となるかについて触れてみます。

原則的には、実際に除却処理した事業年度分につき、「更正の請求」により税務当局に是正を求め、適正な申告・納税に訂正してもらうことになります。(例外的に税務調査により明らかになった場合は「更正の請求」ができる期間内であれば、当該事業年度の減額更正処分を、調査処理の中で税務当局側が行ってくれることになるでしょう)

##### ハ 除却損計上時期に関する疎明資料等について

除却損計上時期の妥当性については、実際に除却された時期がいつであるかを確認するため、稟議書、取壊費用や廃棄運賃に係る請求書・領収書、廃棄業者の証明書、スクラップ売却代金に係る領収書控え等から検討し、関係書類の保存が望されます。

税務調査においては、これらの他必要があれば、廃棄された資産が存在した場所の現場を確認したり、現場担当者に對しても廃棄時の状況を質問するようなことも行われます。

また、有姿除却(実物は存在するが、除却と同様の状況にすること)が行われている場合には、除却損計上後その資産の状況を確認するとともに、その計上額について、除却資産の帳簿価額からその資産の処分見込価額を控除して計上されているかなどについても検討されますので、これらを踏まえた疎明資料の保管等にも留意する必要があります。

##### (2) 一括償却資産の除却

法人税法基本通達において、次のように規定されています。

##### 法人税法基本通達 7-1-13

##### (一括償却資産につき減失等があった場合の取扱い)(要約)

一括償却資産は、事業の用に供した事業年度後の各事業年度においてその全部又は一部につき減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度においてその一括償却資産につき損金の額に算入される金額は、同項の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額となることに留意する。

(注) 一括償却資産の全部又は一部を譲渡した場合についても、同様とする。

つまり、一括償却資産としたものについて、その後たとえ減失や除却があったとしても、損金に算入することができるは、当初の損金算入限度額までということです。

毎期固定資産台帳をきちんとチェックし、適正な時期に適正な経理処理をすることが大事です。

## 税務署からのお知らせ

### 10月はリデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間です!

循環型社会を構築するためには、法制度の整備だけでなく、行政、事業者、消費者の幅広い参加による運動を展開し、国民一人一人の理解と協力を得ることが不可欠です。そこで、関係省庁では、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定めて、幅広く国民への啓発活動を展開しています。

この啓発活動の一環として、国税庁では、酒類の「リターナルびん」は繰り返し使える大切な資源であることを周知するとともに、酒類容器の3Rへの協力を酒類業者と消費者に広く呼びかけています。

◆ 「3R」とは? 「さんアール」や「スリーアール」と呼ばれており、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとったものです。

循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース・リユース・リサイクルの順に取り組むことが重要とされています。

◆ 「リターナルびん」とは? 使用後、回収・洗浄されて繰り返し再使用されるびんです。ビールびんや一升びん、酒類業組合等が開発・導入している規格統一びん(Rびん)があります。

## 最近の労働情報

社会保険労務士  
産業カウンセラー  
セクハラ・ハラハラ  
防止コンサルタント  
**傳田 清一**  
(デンダ キヨカズ)



傳田清一社会保険労務士事務所  
〒380-0803 長野市三輪6-23-16  
TEL 026-213-6338  
FAX 026-233-2330  
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp  
URL http://www.denda-sr.jp/

### 「うつ病になった社員が復職する場合のポイント」は重要です!!

うつ病を代表とする精神障害に社員がなった場合、休職させることができます。ただし、休職させた場合に難しいのが復職のタイミングです。

通常のケガや病気であれば、治った事が医師の診断で明確にわかりますが、精神障害に関しては、医師が違えば異なる判断となることもあります。

そのためにも、精神障害で休職中の社員を復職させる場合は、会社が主導権を取り、判断することが重要です。医師の診断を鵜呑みにすることは避けるべきです。なぜならば、医師により判断が違うこともあれば、診断をした医師の専門が精神科や心療内科以外であることが多いからです。そこで、就業規則により会社が「意思決定するプロセス」を事前に決めておくことがとても大切です。

具体的には以下の条文を参考にしてください。

第〇条 従業員の休職事由が消滅したと会社が認めた場合、又は休職期間が満了した場合は、原則として、休職前の職務に復帰させる。

但し、旧職務への復帰が困難な場合又は不適当と会社が認める場合には、旧職務とは異なる職務に配置することがある。

2 休職中の従業員が復職を希望する場合には、所定の手続により会社に申し出なければならない。

3 休職事由が傷病等による場合は、休職期間満了時までに治ゆ（休職前に行っていた通常の業務を遂行できる程度に回復することをいう。以下同じ。）、又は復職後ほどなく治ゆすることが見込まれると会社が認めた場合に復職させることとする。

また、この場合にあっては、必要に応じて会社が指定する医師の診断及び診断書の提出を命じる場合がある。

4 休職期間が満了しても復職できないときは、原則として、休職満了の日をもって退職とする。

この条文のポイントは、

○復職は「会社が認めたとき」にできること。

→単に「休職事由が消滅したとき」と定めると、主治医の診断書

で「復職可能」と記載されれば、復職させなければならない  
○必要に応じて、会社が指定する医師の診断及び診断書の提出を命じることができる

→複数の医師の意見を聞きたいと会社が考えても、この条文がないと会社の指定する医師の意見を聞くことが難しい

○休職期間満了時に復職不可なら「休職満了をもって退職」とする

→この決まりがないと、会社も「いつ退職にすべきか」がわからないからです。

数年前まで精神障害がここまで問題となることもなかったので、就業規則が会社や社会の現在の状況に合っていないことがあります。今一度自社の就業規則を見直すことをお勧めします。また、就業規則に記載しているだけでは不完全で、「会社が復職可能と認めた場合」という運用をきちんと行なう必要があります。

そのためには、休職期間の満了の前に

○会社が主治医から意見を聞いたうえで会社指定の医師への診断を命じ、その結果を考慮する

○職場復帰に対して十分な意欲があるかどうか

○適切な睡眠覚醒リズムが整っているかどうか

○リハビリ出社等を実施し、独立で安全に通勤ができるかどうか

○疲れが翌日まで蓄積していないかどうか

○薬の服薬はしっかりとできているか

○その他職場に復帰する条件を考慮し、本人と面接を通じて復職させても本当に大丈夫かを検証する

などの運用を行うことが求められます。

精神障害の復職に関しては、本人が復職を焦っていたりすることも考えられます。

しかし、企業には社員に対する安全配慮義務が課せられています。病気が治っていないのに業務に復帰させ、悪化した場合は「会社の責任」となる場合があります。

社員が「私は大丈夫です」と主張しても会社の責任が問われる場面が出てきます。

特に、復職についての判断は医師等の診断を尊重したうえで、本人の状態をよく観察し、企業内で十分検討し、会社としての判断を下すことがとても大切です。

成長指南  
経営者の

意見を否定する



人材育成コンサルタント  
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

私の現役時代のことです。会議の席上で、誰かが提案したり、意見を言ったりすると、片っ端から否定する人がいました。

この人が自分から提案したことは、私の知る限り、まったくありませんでした。ひたすら、他人の提案や意見を否定することにエネルギーを使っていました。

この人が、他人の意見を否定するのは、どうやら自分を偉く見せたいためのようでした。上から目線で他人を否定することで、自分が偉くなったような気分を味わえたのかもしれません。

会議を建設的に進めるためのセオリーのひとつとして、他人の発言を決して否定しないというのあります。相手の発言を終わりまで聞いて「あなたの意見はこうですね」と受け取るのです。その意見に対して、賛成するのか、反対するのか、何もしないのか、それは受け取ってから考えるの

です。

ものごとに対する見かたや考え方には、人によって異なります。ですから当然違う意見が出てきます。違った見かたや考え方を持ち寄って、そこからより価値の高い見かたや考え方を生み出していく、そのような協同作業の場が会議なのです。ですから、他人の意見は終わりまで聞くのが基本であり、礼儀でもあります。

私が会議を主催するときは、簡単なルールをお願いするがありました。ルールの一つとして、他人の意見を否定しないことを含めてもらいました。これだけで、みんなが発言しやすくなり、会議がとげとげしくならずになりました。意外にも、自分の意見に執着する人はあまりいませんでした。会議を円滑に進めるこつは、他人の意見を終わりまで聞くことだと、私はつくづく思いました。

# 企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 鮎澤英之

## 第31回 金融機関の自己査定② 中小企業編と企業情報の提供重要性

前回は、金融機関が行う自己査定の概要を説明しました。

自己査定は法人の状況や今後の見通しに基づき金融機関自らが債務者の区分と債権の分類を行うものですが、中小企業（※）では景気変動などの外的要因による損益の変動が著しく、直ぐに赤字転落してしまうケースがあります。一方、会社形態といえども、実質的には個人事業と同様の場合が多く、所有と経営が大規模法人のように明確に区分されていないため、資金繰りが厳しいときなどに金融機関に頼らず経営者自ら資金を投入できるという側面もあります。

このような中小企業の特性に配慮し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（以下「中小企業編」といいます。）が策定され、この考え方の趣旨に基づいて金融機関は中小企業の債務者区分の判断を行っています。

※中小企業の対象は、中小企業基本法で規定する中小企業者等になります。

中小企業編では、金融機関が、

- ①継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか
- ②きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか

といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしています。

例えば、会社と代表者を一体とみなし、会社が赤字決算であったとしても、赤字決算の理由が代表者への多額の役員報酬の支払いによる場合や、代表者個人の収入を返済財源とみるとことなどで会社単独で判断すれば要注意先以下となる債務者を正常先と判断することも可能となっています。この他、技術力・販売力・経営者の資質等による成長性、経営改善計画等の策定及びその進捗状況、貸出条件及びその履行状況など、中小企業の特性に応じた債務者区分の判断が可能となっています。

債務者区分を上位に判断できることの金融機関にとってのメリットは、例えば正常先と判断すると、債権は非分類債権になり、貸倒引当金の設定額を少なくすることができます。他方会社にとっては融資枠の拡大や無担保による借入、貸出金利の低下の可能性などのメリットがあります。

しかし、借入金が信用保証協会などの優良保証で全て保全されていると、金融機関にとってその債権は債務者区分にかかわらず非分類となることから、手間暇を掛けてまで債務者情報の収集を行ったり、経営改善計画を作るなど、債務者区分を積極的に上げようというインセンティブが働かない可能性があります。この場合、会社にとっては実態情報を提供することで例えば正常先となる可能性があるにもかかわらず、情報不足により要注意先以下に区分されてしまう可能性があります。

では、これに対して会社側はどのように対応すべきでしょうか？

金融機関側から求められるから情報を提供するのではなく、自ら積極的な情報提供を行うことが必要になってくるといえます。少なくとも月次試算表を毎月提出して会社の現状をタイムリーに報告すること、会社の将来見通しについて経営計画書を提出し、今後どのような事業展開をしていくかを説明することが重要です。このような積極的な情報提供により普段から金融機関とのリレーションを良くしておくと、金融機関は適切な債務者区分の判断ができるとともに、積極的に経営相談に応じてくれるはずです。

なお、経営計画の策定をどのようにすればよいかわからない場合、その相談先として認定支援機関の制度があります。顧問税理士や金融機関の多くは認定支援機関となっていますし、専門家費用の補助金制度もありますので、積極的に相談し、活用してみてはいかがでしょうか？

# スポーツNOW

第7回

## お金でスコアは買えるか

事務局伊藤です。今月は15日に部会対抗ゴルフ大会が計画されています。多くの会員さんにお申し込みを頂いており、この場をお借りして御礼申し上げると共に、楽しくプレーに集中いただけるよう準備に万全を期したいと思います。また、長野法人会HPでは今回のコース、長野南カントリー倶楽部の攻略ポイントを掲載していますのでぜひご覧いただければ幸いです。

さて、そんなこともあります今回も久々のゴルフネタを書かせていただきます。テーマは「お金でスコアは買えるか」です（笑）。賭ゴルフのことではありませんのであしからず。

当たり前ですが、ゴルフは道具なくして出来ないスポーツです。そこでいつも話題になるのが道具とスコアの関係です。プロの場合、その一打によって賞金が違ってきますので道具選びは重要です。私レベルではどうでしょうか。常に新しい道具を買えない私は「懐かし



いクラブ使ってるね」などと言われると、「ゴルフは道具じゃなくて腕でしょ」と腕もないワセに負け惜しみを漏らしています（笑）。

クラブの性能等、何を使っても違いがわからない私ですが、デザインや思い入れ、たまに新調したクラブを持つと気分が良く、うまく打てそうなメンタル面での効果があります（結果は別として）。

「お金で買えるときもある」と考え、懐と相談しながら性能も見た目も自分に合うクラブでプレーするのもゴルフの楽しみの一つですね。

〔文責：事務局伊藤〕

■事務局では「あの会社にこんな選手がいる」「ウチのスタッフがあの選手の身内だ」等々情報提供をお待ちしております。

## 情報アンテナ

# ビジネスインフォメーション

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

## 自家栽培野菜と 旬の新鮮素材を活かした 季節の味でおもてなし!



### <おすすめ宴会コース>

#### ◎2時間飲み放題付

料理7品 4,000円／料理8品 4,500円／料理9品 5,000円

#### ◎牛しゃぶしゃぶ食べ放題

男性2,980円・女性2,480円

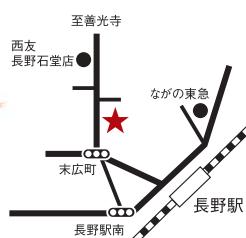
### 夕酒家



長野市南石堂町 1420-4 ロンビル 2F

TEL.026-227-1122

■営業時間 / 17:00~23:00 ■定休日 / 日・祝



## ラドン温湿浴健康法で 毎日健康で若々しく!

ラドン温湿浴は、細胞内に働きかけて新陳代謝を促進し、免疫力や自然治癒力を高める「ホルミシス効果」があるとされています。岩盤浴、サウナとは全く違う体感です。是非お試しください!

健康に不安がある

体調がすぐれない

アトピーがつらい

そんな方におすすめです。

説明会にぜひご参加ください!

### ■ラドン温湿浴説明会(要予約)

10月19日土・11月16日土

10:30~

【場所】かたぎり健康館 ラドン美魅(本店向かい)

【特典】ラドン温湿浴1回無料券プレゼント!(通常5,250円)



一般医薬品、健康食品、漢方薬、化粧品、フェイスエステ(本店)など、お気軽にご相談ください。

**KATAGIRI PHARMACY かたぎり薬品株式会社**

本店 / 長野市三輪1-23-8 www.genki-katagiri.com  
TEL.026-241-2960 FAX.026-241-2122

## 介護・福祉施設の 安全・安心、効率運営を、 ITでサポートしています。

アガルタは、県内5施設を運営する(有)フィオーレ福祉会の各種業務システムを構築。ここで培ったノウハウを活かし、介護業務の効率化・コスト削減、品質向上を実現するシステムの開発、運用を行っています。

### 勤怠管理システム

### 製品の一例

ICカードにより従業員の出退勤を管理。リモート機能により遠隔地からのデータ収集が可能で、運営コストの削減を実現します。

### 施設モニタリングシステム

施設内を24時間撮影・記録し、遠隔地からもリアルタイムに画像の確認が可能。介護記録の正確性の維持、事故の検証・確認など、介護品質の向上を実現します。他社商品に比べ圧倒的に低コストです。

合同会社 アガルタ 長野市七二会甲14番1  
TEL.026-229-3271 FAX.026-229-3273

## Tea Room

- 子ども相手のヒーローショー。仕事の人は「ちびっ子に否定語は使わない」そうです。
- 立たないで、じゃなくて「座って見てね」。
- 走らないで、じゃなくて「ゆっくり歩いてね」。ネガティブな事を言わるのはもちろんだけ、否定だけだと、じゃあどうすればいいのかが伝わらないんだそうだ。毎日の事だと、難しいけど。
- 今では、子供だけではなく、大人にも言えることなのか。何をしたらしいかがわからぬので、そのためのマニュアルなんですね。



青山茂樹